

○環境省令第二十九号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）第一条及び土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百六十九号）の施行に伴い、並びに土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の規定に基づき、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

環境大臣 中川 雅治

1

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよう
うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査) 第一条 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第三条第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事（土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。）<u>第九条</u>に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）は、当該土地の所有者等（法第三条第一項本文に規定する所有者等をいう。以下同じ。）の申請により、その期限を延長することができる。 一 三 （略） 2 （略） (調査対象地の土壤汚染のおそれの把握) 第三条 （略）	(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査) 第一条 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第三条第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事（土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。）<u>第八条</u>に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）は、当該土地の所有者等（法第三条第一項本文に規定する所有者等をいう。以下同じ。）の申請により、その期限を延長することができる。 一 三 （略） 2 （略） (調査対象地の土壤汚染のおそれの把握) 第三条 （略）

2	(略)
1	(略)
11	法第四 <u>条第三項</u> 又は法第五 <u>条第一項</u> に規定する命令に基づき 土壌汚染状況調査を行う場合 当該命令に係る第二十七 <u>条</u> 又は 令第四 <u>条第一項</u> の書面に記載された特定有害物質の種類
11	(略)
3	6 (略)
(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合 の都道府県知事の命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例)	
第五 <u>条</u> 調査実施者は、法第四 <u>条第三項</u> に規定する命令に基づ き土壌汚染状況調査を行う場合において、当該命令に係る同条第 一 <u>項</u> の規定による届出に係る土地の区域内に調査対象地が複数あ るときは、前条第一 <u>項</u> 本文の規定にかかわらず、当該複数ある調 査対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点 が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にあるもの）を通り 東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メー トル間隔で引いた線により当該複数ある調査対象地を区画するこ とができる。	
(土壌汚染状況調査の結果の提出に係る土地の所有者等の同意)	
第二十五 <u>条の二</u>	法第四 <u>条第二項</u> の規定による土地の所有者等の同

2	(略)
1	(略)
11	法第四 <u>条第二項</u> 又は法第五 <u>条第一項</u> に規定する命令に基づき 土壌汚染状況調査を行う場合 当該命令に係る第二十七 <u>条</u> 又は 令第四 <u>条第一項</u> の書面に記載された特定有害物質の種類
11	(略)
3	6 (略)
(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合 の都道府県知事の命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例)	
第五 <u>条</u> 調査実施者は、法第四 <u>条第二項</u> に規定する命令に基づ き土壌汚染状況調査を行う場合において、当該命令に係る同条第 一 <u>項</u> の規定による届出に係る土地の区域内に調査対象地が複数あ るときは、前条第一 <u>項</u> 本文の規定にかかわらず、当該複数ある調 査対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点 が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にあるもの）を通り 東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メー トル間隔で引いた線により当該複数ある調査対象地を区画するこ とができる。	
(新設)	

意は、同条第一項の規定による届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとする。

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第二十六条 法~~第四条第三項~~の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 五 (略)

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壤汚染状況調査の命令)

第二十七条 法~~第四条第三項~~に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 ~~法第四条第三項~~に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由

二 ~~法第四条第三項~~の規定による報告を行うべき期限

(要措置区域の指定の公示)

第三十二条 法第六条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の要措置区域(同条第四項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。)の指定(同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。)の公示は、当

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第二十六条 法~~第四条第二項~~の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 五 (略)

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壤汚染状況調査の命令)

第二十七条 法~~第四条第二項~~に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 ~~法第四条第二項~~に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由

二 ~~法第四条第二項~~の規定による報告を行うべき期限

(要措置区域の指定の公示)

第三十二条 法第六条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の要措置区域(同条第四項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。)の指定(同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。)の公示は、当

該指定をする旨、当該要措置区域、当該要措置区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置（法第七条第三項に規定する指示措置をいう。）（法第六条第五項において準用する場合にあつては、当該要措置区域において講じられた指示措置等（法第七条第三項に規定する指示措置等をいう。以下同じ。））を明示して、都道府県又は令第九条に規定する市の公報に掲載して行ふものとする。この場合において、当該要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一 二 （略）

（形質変更時要届出区域の指定の公示）

第四十七条 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域（法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに第五十八条第四項第九号から第十一号までに該当するものにあつてはその旨並びに指定の解除の公示の場合にあつては当該形質変更時要届出区域において講じられ

該指定をする旨、当該要措置区域、当該要措置区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置（法第七条第三項に規定する指示措置をいう。）（法第六条第五項において準用する場合にあつては、当該要措置区域において講じられた指示措置等（法第七条第三項に規定する指示措置等をいう。以下同じ。））を明示して、都道府県又は令第八条に規定する市の公報に掲載して行ふものとする。この場合において、当該要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一 二 （略）

（形質変更時要届出区域の指定の公示）

第四十七条 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域（法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに第五十八条第四項第九号から第十一号までに該当するものにあつてはその旨並びに指定の解除の公示の場合にあつては当該形質変更時要届出区域において講じられ

た汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第九條に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。

(台帳)

第五十八条 (略)

2 法第六条第一項の規定により要措置区域が指定された場合、又は法第十一条第一項の規定により形質変更時要届出区域が指定された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域又は形質変更時要届出区域に係る前項の帳簿及び図面を調製するものとする。

3 法第六条第四項又は法第十一条第二項の規定により要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。）の全部又は一部の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域等の全部又は一部に係る帳簿及び図面を台帳から消除し、法第六条第四項の規定により同条第一項の指定が解除された要措置区域（以下「指定解除要措置区域」という。）又は法第十一条第二項の規定により同条第一項の指定が解除された形質変更時要届出区域（以下「指定解除形質変更時要届出区域」という。）に係る第一項の帳簿及び図面を調製するものとする。

4 第一項の帳簿及び図面であつて、要措置区域、形質変更時要届

た汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第八條に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。

(台帳)

第五十八条 (略)

2 前項の帳簿及び図面は、要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。）ごとに調製するものとする。

(新設)

3 第一項の帳簿及び図面であつて、要措置区域に関するものは、

出区域、指定解除要措置区域又は指定解除形質変更時要届出区域に関するものは、それぞれ区別して保管しなければならない。 5 要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあつては様式第十三、形質変更時要届出区域にあつては様式第十四のとおりとする。 一 〽十二 (略) 6 指定解除要措置区域又は指定解除形質変更時要届出区域（以下「指定解除要措置区域等」という。）に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。 一 指定解除要措置区域等に関する前項第一号から第十二号までの事項 二 要措置区域等の指定が解除された年月日 三 要措置区域等の指定が解除された理由となつた汚染の除去等の措置 四 要措置区域の指定が解除されたときに形質変更時要届出区域に指定された場合又は形質変更時要届出区域の指定が解除されたときに要措置区域に指定された場合にあつては、その旨 7 要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。 一 〽三 (略) 8 指定解除要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。	形質変更時要届出区域に関するものと区別して保管しなければならない。 4 第一項の帳簿は、要措置区域等につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあつては様式第十三、形質変更時要届出区域にあつては様式第十四のとおりとする。 一 〽十二 (略) (新設) 5 第一項の図面は、次のとおりとする。 一 〽三 (略) (新設)
--	--

1 指定解除要措置区域等に関する前項第一号から第三号までの図面 2 指定解除要措置区域等の範囲を明示した図面 9 (略) (削る)	6 (略) 7 法第六条第四項又は法第十一条第二項の規定により要措置区域等の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域等に係る帳簿及び図面を台帳から削除しなければならない。
--	---

附 則

この省令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

○環境省令第三十号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）第一条の施行に伴い、並びに土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十一条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十八条の規定に基づき、並びに同法の実施するため、汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

環境大臣 中川 雅治

1

汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令

汚染土壌処理業に関する省令（平成二十二年環境省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよう
うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
(汚染土壌処理業の許可の申請) 第二条 法第二十二條第二項の申請書（以下「申請書」という。）の様式は、様式第一のとおりとする。 2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一 五 (略) 六 他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る第十七條第一項の許可証の写し 七 十三 (略) 十四 申請者が法第二十二條第三項第二号イからトまでに該当しないものであることを誓約する書類 十五 申請者が法第二十二條第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。第十四條第二項第十四号及び第十六條第二項第十二号において同じ。） 十六 申請者が法人である場合には、法第二十二條第三項第二	(汚染土壌処理業の許可の申請) 第二条 法第二十二條第二項の申請書（以下「申請書」という。）の様式は、様式第一のとおりとする。 2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一 五 (略) 六 他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る第十四條第一項の許可証の写し 七 十三 (略) 十四 申請者が法第二十二條第三項第二号イからハまでに該当しないものであることを誓約する書類 (新設) 十五 申請者が法人である場合には、法第二十二條第三項第二

号ホに規定する役員の住民票の写し

十七 申請者に土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第六条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

十八～二十一 （略）

二十二 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壤の処理に伴つて生じ、排出口（これらの施設において生ずる第四条第一号ヌ(1)から(6)までに掲げる物質、令第一条第十三号に掲げる物質及びダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第四条第二号ロ(2)(4)及び第五条第十六号ロにおいて同じ。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類

二十三 法第二十七条第一項に規定する措置（以下「廃止措置」という。）に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類

号ハに規定するその事業を行う役員の住民票の写し

（新設）

十六～十九 （略）

二十 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壤の処理に伴つて生じ、排出口（これらの施設において生ずる第四条第一号ヌ(1)から(6)までに掲げる物質、土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。次条第二号及び第五条第十六号ロにおいて「令」という。）第一条第十三号に掲げる物質及びダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第四条第二号ロ(2)(4)及び第五条第十六号ロにおいて同じ。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類

二十一 法第二十七条第一項に規定する措置（第四条第二号ニにおいて「廃止措置」という。）に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類

二十四 汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であつて規則第三十一条第一項又は第二項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壌処理施設において処理する場合には、当該処理を行う汚染土壌処理施設（以下「再処理汚染土壌施設」という。）について法第二十二條第一項の許可を受けた者の当該許可に係る第十七条第一項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壌処理施設において当該汚染土壌の引渡しを受けることについての同意書

- 3 法第二十二條第四項の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、同項第一号から第八号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる書類又は図面の添付を省略することができる。

第三條 法第二十二條第二項第五号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 （略）

二 他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事（令第九条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）

三〇五 （略）

二十二 汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であつて規則第三十一条第一項又は第二項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壌処理施設において処理する場合には、当該処理を行う汚染土壌処理施設（以下「再処理汚染土壌施設」という。）について法第二十二條第一項の許可を受けた者の当該許可に係る第十四條第一項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壌処理施設において当該汚染土壌の引渡しを受けることについての同意書

- 3 法第二十二條第四項の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、同項第一号から第八号まで及び第十六号から第二十号までに掲げる書類又は図面の添付を省略することができる。

第三條 法第二十二條第二項第五号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 （略）

二 他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事（令第八条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）

三〇五 （略）

六	申請者が法第二十二條第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。第十四條第一項第八号及び第十六條第一項第十号において同じ。）	(新設)
七	申請者が法人である場合には、法第二十二條第三項第二号ホに規定する役員の氏名及び住所	六 申請者が法人である場合には、法第二十二條第三項第二号ヘに規定するその事業を行う役員の氏名及び住所
八	申請者に令第六條に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所	(新設)
九	(略)	七 (略)
(汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請)		
第十四條	法第二十七條の二第一項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第六による申請書（次項において「譲渡譲受承認申請書」という。）を提出して行うものとする。	(新設)
一	譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
二	譲渡及び譲受の日	
三	汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
四	汚染土壌処理施設の設置の場所	
五	汚染土壌処理施設の種類	
六	許可の年月日及び許可番号	

- 七 譲受人が他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合
にあつては、当該許可をした都道府県知事及び当該許可に係
る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申
請先の都道府県知事及び申請年月日）
- 八 譲受人が法第二十二條第三項第二号二に規定する未成年者
である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
- 九 譲受人が法人である場合には、役員の氏名及び住所
- 十 譲受人に令第六條に規定する使用人がある場合には、その
者の氏名及び住所
- 2 譲渡譲受承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければ
ならない。
- 一 譲渡及び譲受契約書の写し
- 二 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受に関
する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若
しくは総社員の同意書
- 三 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
- 四 譲受人が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権
を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること
）を証する書類
- 五 譲受人が他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合
にあつては、当該許可に係る第十七條第一項の許可証の写し
- 六 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二條第一項の免許又

は同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、同法第十六条第一項の許可又は当該免許若しくは承認を受けたことを証する書類の写し

七 譲受人の汚染土壌処理業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

八 譲受人の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

九 譲受人が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

十 譲受人が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

十一 譲受人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

十二 譲受人が個人である場合には、住民票の写し

十三 譲受人が法第二十二條第三項第二号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書類

十四 譲受人が法第二十二條第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

十五 譲受人が法人である場合には、法第二十二條第三項第二号ホに規定する役員の住民票の写し

十六 譲受人に令第六条に規定する使用人がある場合には、そ

の者の住民票の写し

十七 廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び譲受人が当該見積額の支払が可能であることを説明する書類

(汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請)

~~第十五条~~ 法第二十七条の三第一項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第七による申請書（次項において「合併承認申請書又は分割承認申請書」という。）を提出して行うものとする。

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 合併又は分割の方法

四 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称

五 汚染土壌処理施設の設置の場所

六 汚染土壌処理施設の種類

七 許可の年月日及び許可番号

八 合併又は分割の当事者が他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）

九 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該汚染土壌処理業を承継する法人に係る次に

(新設)

掲げる事項

イ 名称及び住所並びに代表者となる者の氏名

ロ 法第二十二條第三項第二号ホに規定する役員となる者の
氏名及び住所

ハ 令第六條に規定する使用人となる者がある場合には、そ
の者の氏名及び住所

2 合併承認申請書又は分割承認申請書には、次に掲げる書類を
添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割契約書の写し

二 合併又は分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録
又は無限責任社員若しくは総社員の同意書

三 合併又は分割の当事者が他に法第二十二條第一項の許可を
受けている場合にあつては、当該許可に係る第十七條第一項
の許可証の写し

四 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該汚染土壌処理
業を承継する法人が法第二十二條第一項の許可を受けた者で
ない法人である場合には、当該法人に係る定款又は寄附行為
及び登記事項証明書

五 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又
は分割により当該汚染土壌処理業を承継する法人に係る次に
掲げる書類

イ 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書

類

ロ 汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

ハ 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、当該埋立をする権利を承継したことを証する書類の写し

ニ 汚染土壌処理業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

ホ 汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ヘ 法第二十二條第三項第二号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書類

ト 法第二十二條第三項第二号ホに規定する役員となる者の住民票の写し

チ 令第六条に規定する使用人となる者がある場合には、その者の住民票の写し

リ 廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類

（汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請）

第十六条 法第二十七條の四第一項の承認の申請は、次に掲げる

（新設）

事項を記載した様式第八による申請書（次項において「相続承認申請書」という。）を提出して行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び死亡時の住所
- 三 被相続人の死亡の日
- 四 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
- 五 汚染土壌処理施設の設置の場所
- 六 汚染土壌処理施設の種類
- 七 許可の年月日及び許可番号
- 八 申請者が他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）
- 九 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所
- 十 申請者が法第二十二條第三項第二号二に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
- 十一 申請者に令第六條に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

2 相続承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者の被相続人との続柄を証する書類
- 二 申請者以外に相続人があるときは、その者の申請に対する

同意書

- 三 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
- 四 申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
- 五 申請者が他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る第十七條第一項の許可証の写し
- 六 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二條第一項の免許を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、申請者が当該埋立の権利を承継したことを証する書類の写し
- 七 申請者の汚染土壌処理業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- 八 申請者の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 九 資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 十 申請者の住民票の写し
- 十一 申請者が法第二十二條第三項第二号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書類
- 十二 申請者が法第二十二條第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- 十三 申請者に令第六條に規定する使用人がある場合には、そ

の者の住民票の写し

十四 廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払いが可能であることを説明する書類

(汚染土壌処理業の許可証の交付等)

~~第十七条~~ 都道府県知事は、法第二十二條第一項の規定により許可をしたとき、~~法第二十三條第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたとき、又は法第二十七條の一から第二十七條の四までの規定により承認をしたときは、様式第九による許可証~~（次項及び第三項において単に「許可証」という。）を交付するものとする。

2 前項の許可証の交付を受けた者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき、又は許可証を亡失し、若しくはき損したときは、~~様式第十~~による申請書を都道府県知事に提出し、許可証の書換え又は再交付を受けることができる。

3 4 (略)

(汚染土壌処理業の許可証の交付等)

~~第十四条~~ 都道府県知事は、法第二十二條第一項の規定により許可をしたとき、~~又は法第二十三條第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第六による許可証~~（次項及び第三項において単に「許可証」という。）を交付するものとする。

2 前項の許可証の交付を受けた者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき、又は許可証を亡失し、若しくはき損したときは、~~様式第七~~による申請書を都道府県知事に提出し、許可証の書換え又は再交付を受けることができる。

3 4 (略)

様式第 1（第 1 条第 1 項関係）

(第 1 面)

汚染土壌処理業許可申請書

都道府県知事 殿
(市長)

年 月 日

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名 印

土壌汚染対策法第 22 条第 1 項の規定により、汚染土壌処理業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

申請者の事務所の所在地							
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称							
汚染土壌処理施設の設置の場所							
汚染土壌処理施設の種類							
汚染土壌処理施設の構造							
汚染土壌処理施設の処理能力							
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態							
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	<table><tr><td>都道府県知事(市長)</td><td>許可番号（申請年月日）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	都道府県知事(市長)	許可番号（申請年月日）				
都道府県知事(市長)	許可番号（申請年月日）						
汚染土壌の処理の方法							
セメントの品質管理の方法（セメント製造施設に限る。）							
保管設備の場所及び容量							
申請者							
(個人である場合)							
(ふりがな) 氏 名	生年月日						
	住 所						
(法人である場合)							
(ふりがな) 名 称	住 所						

様式第 1（第 1 条第 1 項関係）

汚染土壌処理業許可申請書

都道府県知事 殿
(市長)

年 月 日

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名 印

土壌汚染対策法第22条第 1 項の規定により、汚染土壌処理業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

申請者の事務所の所在地							
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称							
汚染土壌処理施設の設置の場所							
汚染土壌処理施設の種類							
汚染土壌処理施設の構造							
汚染土壌処理施設の処理能力							
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態							
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	<table><tr><td>都道府県知事（市長）</td><td>許可番号（申請年月日）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）				
都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）						
汚染土壌の処理の方法							

（第2面）

法定代理人（申請者が法第22条第3項第2号ニに規定する未成年者である場合）																		
（個人である場合）																		
（ふりがな） 氏 名	生年月日	住 所																
（法人である場合）																		
（ふりがな） 名 称	（ふりがな） 代表者の氏名	住 所																
役員（法定代理人が法人である場合）																		
（ふりがな） 氏 名	生年月日	住 所																
法第22条第3項第2号ホに規定する役員の氏名及び住所（申請が法人である場合）		<table><tr><td>氏名（ふりがな）</td><td>生年月日</td><td>住 所</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>		氏名（ふりがな）	生年月日	住 所												
氏名（ふりがな）	生年月日	住 所																
令第6条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）																		
（ふりがな） 氏 名	生年月日	住 所																
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設について汚染土壌処理業の許可をした都道府県知事及び許可番号、再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力		<table><tr><td>名 称</td><td>所 在 地</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>都道府県知事（市長）</td><td>許可番号</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>種 類</td><td>処理能力</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		名 称	所 在 地			都道府県知事（市長）	許可番号			種 類	処理能力					
名 称	所 在 地																	
都道府県知事（市長）	許可番号																	
種 類	処理能力																	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

セメントの品質管理の方法（セメント製造施設に限る。）		
保管設備の場所及び容量		
法第22条第3項第2号ハに規定する役員の氏名及び住所	氏名	住所
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設について汚染土壌処理業の許可をした都道府県知事及び許可番号、再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力	名称	所在地
	都道府県知事（市長）	許可番号
	種類	処理能力

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第11（第11条第1項関係）

汚染土壌処理業に係る変更届出書		
年 月 日		
都道府県知事 殿 （市長）		
届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名 印		
汚染土壌処理業に係る以下の事項について変更したので、土壌汚染対策法第23条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	
	許可番号	
変更の内容	☐ 処理能力の減少（10%未満の減少に限る。） ☐ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ☐ 汚染土壌処理業に関する省令第3条各号に規定する事項（ ☐ 同令第2条第2項第23号に掲げる書類に記載した事項（ 変更前 変更後	
変更の理由		
変更のための工事の着工年月日		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
3 汚染土壌処理業に関する省令第3条第6号から第8号までに掲げる事項を変更する場合にあっては、氏名（ふりがな）、生年月日及び住所を記載すること。

様式第11（第11条関係）

汚染土壌処理業に係る変更届出書		
年 月 日		
都道府県知事 殿 （市長）		
届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名 印		
汚染土壌処理業に係る以下の事項について変更したので、土壌汚染対策法第23条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	
	許可番号	
変更の内容	☐ 処理能力の減少（10%未満の減少に限る。） ☐ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ☐ 汚染土壌処理業に関する省令第3条各号に規定する事項（ ☐ 同令第2条第2項第21号に掲げる書類に記載した事項（ 変更前 変更後	
変更の理由		
変更のための工事の着工年月日		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第17（第10条第1項第2号）

（第1面）

汚染土壌処理業 譲渡及び譲受 承認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
（市 長）

譲渡人 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名 印

譲受人 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名 印

土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定により、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認
を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲 渡 及 び 譲 受 の 日	年 月 日						
汚染土壌処理施設に係る事業場の 名称							
汚染土壌処理施設の設置の場所							
汚 染 土 壌 処 理 施 設 の 種 類							
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号						
他に汚染土壌処理業の許可を受け ている場合は当該許可をした都道 府県知事（政令で定める市にあっ ては市長）及び許可番号（申請中 の 場 合 は 申 請 年 月 日 ）	<table><tr><td>都道府県知事（市長）</td><td>許可番号（申請年月日）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）				
都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）						

（新設）

第2面)

譲受人		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
法定代理人(譲受人が法第22条第3項第2号ニに規定する未成年者である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	(ふりがな) 代表者の氏名	住 所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
法第22条第3項第2号ホに規定する役員(譲受人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

(第3面)

令第6条に規定する使用人(譲受人に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、
本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

様式第七（第十五条第一項関係）

（第1面）

合併・分割承認申請書							
年 月 日							
都道府県知事 殿 （市 長）							
申請者 名称及び住所並びに代表者の氏名 印							
申請者 名称及び住所並びに代表者の氏名 印							
土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定により、合併又は分割について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。							
合 併 又 は 分 割 の 日	年 月 日						
合 併 又 は 分 割 の 方 法							
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称							
汚染土壌処理施設の設置の場所							
汚 染 土 壌 処 理 施 設 の 種 類							
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号						
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	<table border="1"> <tr> <td>都道府県知事（市長）</td> <td>許可番号（申請年月日）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）				
都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）						
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により汚染土壌処理業を承継する法人の名称及び住所並びに代表者となる者の氏名							

（新設）

(第2面)

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該汚染土壌処理施設を承継する法人において、役員となる者

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該汚染土壌処理施設を承継する法人において、令第6条に規定する使用人となる者（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第 二 (第十六条第一項関係)

(第1面)

相続承認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名及び住所 印

土壤汚染対策法第27条の4第1項の規定により、相続について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

被相続人の続柄							
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所						
被相続人の死亡の日							
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称							
汚染土壌処理施設の設置の場所							
汚染土壌処理施設の種類の 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号						
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	<table><tr><td>都道府県知事（市長）</td><td>許可番号（申請年月日）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）				
都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）						

(新設)

(第2面)

申請者以外に相続人があるときはその者		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

法定代理人(申請者が法第22条第3項第2号ニに規定する未成年者である場合)		
〈個人である場合〉		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

〈法人である場合〉		
(ふりがな) 名 称	(ふりがな) 代表者の氏名	住 所

役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

令第6条に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
- 3 この申請書は、被相続人の死亡後80日以内に提出すること。

様式第九 (第十七条第一項関係)

許可番号 第 _____ 号 汚染土壌処理業許可証	
住所	
氏名 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)	
第22条第1項 第27条の2第1項 土壌汚染対策法 の許可又は第27条の3第1項の承認を受けた者であることを証する。 第23条第1項 第27条の4第1項	
都道府県知事 (市長) 印	
許可の年月日	
許可の有効期限	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
汚染土壌処理施設の処理能力	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
変更の内容	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第十 (第十四条第一項関係)

許可番号 第 _____ 号 汚染土壌処理業許可証	
住所	
氏名又は名称 (法人にあってはその代表者の氏名)	
土壌汚染対策法 第22条第1項 第23条第1項 の許可を受けた者であることを証する。	
都道府県知事 (市長) 印	
許可の年月日	
許可の有効期限	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
汚染土壌処理施設の処理能力	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
変更の内容	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第十（第七号様式第一項関係）

汚染土壌処理業許可証の書換え 申請書 再交付		
年 月 日		
都道府県知事 殿 (市長)		
届出者	氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名	印
汚染土壌処理業許可申請書の書換え又は再交付について、汚染土壌処理業に関する省令第17条第2項の規定により、次のとおり申請します。		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	
	許可番号	
書換えの場合にあっては、記載事項の変更の内容		
再交付の場合にあっては、その理由		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第七（第十号様式第一項関係）

汚染土壌処理業許可証の書換え 申請書 再交付		
年 月 日		
都道府県知事 殿 (市長)		
申請者	氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名	印
汚染土壌処理業許可証の書換え又は再交付について、汚染土壌処理業に関する省令第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	
	許可番号	
書換えの場合にあっては、記載事項の変更の内容		
再交付の場合にあっては、その理由		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

附 則

この省令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

○環境省令第三十一号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）第一条の施行に伴い、並びに土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三十五条の規定に基づき、及び同法の実施するため、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

環境大臣 中川 雅治

1

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよ

うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
(指定調査機関の指定の申請) 第一条 土壤汚染対策法（以下「法」という。）第二十九条の規定により法第三条第一項の指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において法第二十九条に規定する土壤汚染状況調査等（以下「土壤汚染状況調査等」という。）を行おうとする場合にあつては環境大臣に、一の都道府県の区域において土壤汚染状況調査等を行おうとする場合にあつては当該都道府県知事に様式第一による申請書を提出しなければならない。 2 (略) (技術管理者証の交付) 第六条 (略) 2 技術管理者証の交付の申請は、申請者が試験に合格した日から三年以内にこれをしなければならない。	(指定調査機関の指定の申請) 第一条 土壤汚染対策法（以下「法」という。）第二十九条の規定により法第三条第一項の指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において法第二十九条に規定する土壤汚染状況調査等（以下「土壤汚染状況調査等」という。）を行おうとする場合にあつては環境大臣に、一の都道府県の区域において土壤汚染状況調査等を行おうとする場合にあつては当該都道府県知事に様式第一による申請書を環境大臣に提出しなければならない。 2 (略) (技術管理者証の交付) 第六条 (略) 2 技術管理者証の交付の申請は、申請者が試験に合格した日から一年以内にこれをしなければならない。

(技術管理者証の更新)

第七条 技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の一年前から当該技術管理者証が満了する日までの間に、環境大臣が行う講習（以下「更新講習」という。）を受け、様式第五による申請書に、更新講習を修了した旨の証明書（以下「修了証」という。）（当該更新を受けようとする者が現に有する技術管理者証の記載事項に変更を生じてその書換えを受けようとする場合にあつては、その旨を当該申請書に記載し、当該修了証及び戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面）を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情のため、技術管理者証の有効期間が満了する日までに、更新講習を受け、申請書を提出することができないときは、当該やむを得ない事情がやんだ日から起算して一年以内に、更新講習を受け、様式第五による申請書に修了証及び当該やむを得ない事情を明らかにした書類を添付して、これを提出することにより、技術管理者証の更新を受けることができる。

2 ～ 4 (略)

(技術管理者証の書換え)

第九条 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の記

(技術管理者証の更新)

第七条 技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の一年前から当該技術管理者証が満了する日までの間に、環境大臣が行う講習（以下「更新講習」という。）を受け、様式第五による申請書に更新講習を修了した旨の証明書（以下「修了証」という。）を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情のため、技術管理者証の有効期間が満了する日までに、更新講習を受け、申請書を提出することができないときは、当該やむを得ない事情がやんだ日から起算して一年以内に、更新講習を受け、様式第五による申請書に修了証及び当該やむを得ない事情を明らかにした書類を添付して、これを提出することにより、技術管理者証の更新を受けることができる。

2 ～ 4 (略)

(技術管理者証の書換え)

第九条 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の記

載事項に変更を生じたときは、様式第七による申請書に技術管理者証及び戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添付して、環境大臣に技術管理者証の書換えを申請することができる。

(変更の届出等)

第十八条 (略)

2 (略)

3 前項の届出書には、第一条第二項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない。

(手数料)

第二十二條 (略)

2 前項に規定する手数料については、第一条第一項、第三条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第二項及び第三項、第八条第一項、第九条、第十四条第一項並びに第十六条の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、納付しなければならない。

3 (略)

載事項に変更を生じたときは、様式第七による申請書に技術管理者証に戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添付して、環境大臣に技術管理者証の書換えを申請することができる。

(変更の届出等)

第十八条 (略)

2 (略)

(新設)

(手数料)

第二十二條 (略)

2 前項に規定する手数料については、第一条第一項、第三条第一項、第六条第一項、第七条第二項及び第三項、第八条第一項、第十四条第一項並びに第十六条の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、納付しなければならない。

3 (略)

様式第五（第七条第一項関係）

収 入 印 紙
「消印しては」
ならない

技術管理者証更新申請書

※技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第	号			（	年	月	日）	
ふ り が な 氏 名		生年月日		年	月	日生			
本 籍									
住 所	郵便番号（				電話番号（				）
環境大臣が行う講習の修 了証番号及び修了年月日									
技術管理者証の書換え を必要とする事項（技 術管理者証の記載事項 を変更しようとする場 合に限る。）									
私は、上記の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次のいずれにも該当しない ことを誓約します。 1 技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から1年を経過しない者 2 土壤汚染対策法又は同法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終 わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 3 土壤汚染対策法第42条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2 年を経過しない者 上記により、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第 7条第1項の規定により、技術管理者証の更新を受けたいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 氏名 印									

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、技術管理者証の更新を受けている場合は、交付番号及び直近の
更新年月日を記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第五（第七条第一項関係）

収 入 印 紙
「消印しては」
ならない

技術管理者証更新申請書

技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第	号			（	年	月	日）	
ふ り が な 氏 名		生年月日		年	月	日生			
本 籍									
住 所	郵便番号（				電話番号（				）
環境大臣が行う講習の修 了証番号及び修了年月日									
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第7条第1項 の規定により、技術管理者証の更新を受けたいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 氏名 印									

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

収 入 印 紙
〔 消印しては 〕
〔 ならない 〕

更新講習受講申請書

※技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第	号	（ 年 月 日 ）	
ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日	生
住 所	郵便番号（ ）		電話番号（ ）	
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第7条第2項の規定により、更新講習を受講したいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 氏名 印				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、技術管理者証の更新を受けている場合は、交付番号及び直近の更新年月日を記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

収 入 印 紙
〔 消印しては 〕
〔 ならない 〕

更新講習受講申請書

技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第	号	（ 年 月 日 ）	
ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日	生
住 所	郵便番号（ ）		電話番号（ ）	
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第7条第2項の規定により、更新講習を受講したいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 氏名 印				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第六（第八条第一項関係）

収 入 印 紙
〔消印しては〕
ならない

技術管理者証再交付申請書

※技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第 号 (年 月 日)		
ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日生
本 籍			
住 所	郵便番号() 電話番号()		
再交付申請の理由			
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第8条第1項の規定により、技術管理者証の再交付を受けたいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 氏名 印			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、技術管理者証の更新を受けている場合は、交付番号及び直近の更新年月日を記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第六（第八条第一項関係）

収 入 印 紙
〔消印しては〕
ならない

技術管理者証再交付申請書

技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第 号 (年 月 日)		
ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日生
本 籍			
住 所	郵便番号() 電話番号()		
再交付申請の理由			
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第8条第1項の規定により、技術管理者証の再交付を受けたいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 氏名 印			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第七（第九条関係）

収 入 印 紙
〔 消印しては 〕
ならない

技術管理者証書換申請書

※技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第	号	（ 年 月 日 ）		
ふ り が な 氏 名		生年月日	年	月	日生
本 籍					
住 所	郵便番号（ ）		電話番号（ ）		
書換えを必要とする 事項					
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第9条の規定により、 技術管理者証の書換えを受けたいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 氏名 印					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、技術管理者証の更新を受けている場合は、交付番号及び直近の更新年月日を記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第七（第九条関係）

収 入 印 紙
〔 消印しては 〕
ならない

技術管理者証書換申請書

技術管理者証の交付 番号及び交付年月日	第	号	（ 年 月 日 ）		
ふ り が な 氏 名		生年月日	年	月	日生
本 籍					
住 所	郵便番号（ ）		電話番号（ ）		
書換えを必要とする 事項					
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第9条の規定により、 技術管理者証の書換えを受けたいので申請します。 年 月 日 環 境 大 臣 殿 氏名 印					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

様式第十（第十八条第二項関係）

変更届出書

指定番号	
------	--

年 月 日

環 境 大 臣
都道府県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

下記のとおり変更したので、土壤汚染対策法第35条の規定により、届け出ます。

変 更 の 内 容	旧	新
変 更 日		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第十（第十八条第二項関係）

変更届書

指定番号	
------	--

年 月 日

環 境 大 臣
都道府県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

下記のとおり変更するので、土壤汚染対策法第35条の規定により、届け出ます。

変 更 の 内 容	旧	新
変更日（又は変更予定日）		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

(表面)

12センチメートル

番号

土壤汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書

写真

職名及び氏名

年 月 日 生
年 月 日 発行
年 月 日 限り有効

環境大臣
地方環境事務所長
都道府県知事

印

8センチメートル

(裏面)

土壤汚染対策法抜すい

(報告及び検査)

第54条 (略)

2～4 (略)

5 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 第1項又は第3項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第1項又は第3項から第6項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(表面)

12センチメートル

番号

土壤汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書

写真

職名及び氏名

年 月 日 生
年 月 日 発行
年 月 日 限り有効

環境大臣
地方環境事務所長
都道府県知事

印

8センチメートル

(裏面)

土壤汚染対策法抜すい

(報告及び検査)

第54条 (略)

2～4 (略)

5 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 第1項又は第3項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第1項又は第3項から第6項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令による改正後の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第六条第二項の規定は、平成二十九年度以降に行われる試験に合格した者がする技術管理者証の交付の申請について適用し、平成二十八年度以前に行われた試験に合格した者がする技術管理者証の交付の申請については、なお従前の例による。

○環境省令第百三十二号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

環境大臣 中川 雅治

1

環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよ
うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ
を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを
新たに追加する。

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
浄化槽法（昭和五十八年法律第 四十三号）	(略)	浄化槽法（昭和五十八年法律第 四十三号）	(略)
土壤汚染対策法（平成十四年法 律第五十三号）	第二十条第五項、第七項及び第 八項並びに第三十八条	(新設)	
廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令（昭和四十六年政令 第三百号）	(略)	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令（昭和四十六年政令 第三百号）	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この省令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。